

甲賀市道の駅条例案要綱

1 制定の理由

道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信及び地元製品の販売による地域の活性化に寄与するとともに、防災機能の充実を図るための道の駅あいの土山を設置するに当たり、施設の管理等を定めるために甲賀市道の駅条例を制定しようとするものです。

2 制定の概要

(1) 道の駅の目的を定めます。

【第 1 条関係】

(2) 道の駅が行う事業の内容について定めます。

【第 4 条関係】

(3) 道の駅の利用の許可について定めます。

【第 7 条関係】

(4) 指定管理について定めます。

【第 1 5 条関係】

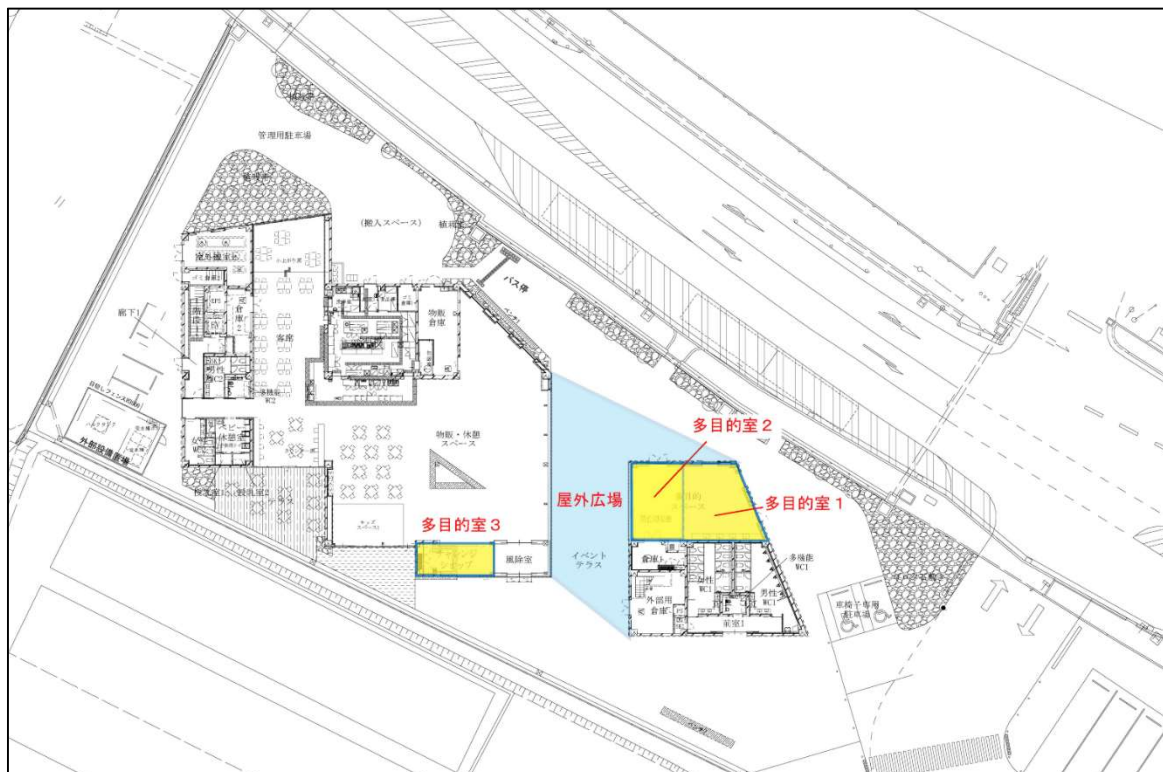
(5) この条例は、公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において規則に定める日から施行することとします。また、併せて廃止する甲賀市土山自然休養村管理センター条例については、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

道の駅は、休憩機能・情報発信機能・地域連携機能を有しており、道路利用者が安全快適に運転できる環境を提供する機能を有しているほか、地域振興施設として、地域内外の人口交流拠点となることで地域の特産品などの振興を図り地域活性化に寄与することができます。

▼ 1 F 平面図



▼ 2 F 平面図

